

1 「消費者施策の展開の方向」の進捗評価

- ・ 4つの「消費者施策の展開の方向」のうち、「安全な商品・サービスの提供による安心の確保」及び「消費者被害の防止と救済」の2つが「順調に推移」となっている。
- ・ 一方、「自ら学び自立する消費者の育成」がC評価となっており、一層の推進を要する。

<達成状況区分>

区分	達成状況	
A	目標の早期実現が可能	
B	B ⁺	現状値が目標設定時の指標推移の想定以上であり、目標達成が見込まれる
	B	現状値から判断し、目標達成が見込まれる
	B ⁻	現状値に若干の遅れが見られるが、目標達成は十分可能と見込まれる。
C	目標達成に向け、より一層の推進を要する	
D	目標達成困難	
—	統計値等発表前	指標確定前、当該年度に調査なし等

2 「消費者施策の展開の方向」ごとの目的と指標の達成状況

計画の目標	確かな目で本物を見極め、良質な衣食住の消費生活を実現する消費者、消費者を第一に考え活動する事業者、よりよい消費生活づくりを支援する地域団体等とが互いの連携を深め、活力ある豊かな地域社会「くらしの理想郷“ふじのくに”」の実現を目指します。
-------	--

施策の方向	(1)自ら学び自立する消費者の育成				
目的	確かな目で本物を見極め、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費教育の充実を図ります。				
	指標名	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	消費生活相談において消費者が自主的に交渉できるよう助言した割合	(H21) 84.4 %	(H22) 82.8%	90%	C

<評価>

- ・ メディア広報や講座開催等の啓発を拡充しているが、未公開株等消費者が自主交渉できない新たな事案の増加や、自主交渉が困難な高齢者からの相談割合が増加しているため、一層の推進が必要である。

<今後の施策展開>

- ・ 高齢者に対しては、消費者被害の未然防止が第一であることから、戸別訪問等フェイス・トゥ・フェイスの啓発を導入するなど、より効果的な啓発に取り組む。
- ・ 国において「消費者教育推進法（仮称）」成立の動きもあるため、本県においても、社会教育における消費教育のあり方について研究を行う。

施策の方向	(2)安全な商品・サービスの提供による安心の確保				
目的	商品やサービスそのものの安全の確保、取引や表示の適正化などに取り組むほか、消費者を第一に考え、事業活動を展開する事業者の育成に努めます。				
	指標名	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	食の安全に対する県民の信頼度	(H21) 54.7%	(H23 県政世論調査) 69.5%	66%	B+

<評価>

- ・ 食の安全に関する情報提供の推進や、生産から消費の各段階における検査、事業者への監視指導の強化の結果、食の安全に対する県民の信頼度は上昇しており、目標の達成は可能と見込まれる。

<今後の施策展開>

- ・ 今後も引き続き、情報提供・公開、事業者等への監視指導を実施し、安全な商品・サービスが提供される消費者の安心確保に努める。
- ・ 福島第一原発の放射能汚染問題に関連して、不安に乗じた不当取引等を行う事業者を指導するとともに、消費者への注意喚起を促す。また、県内に流通する食品や、本県農畜水産物の検査を行い、その結果を迅速に公表する等、消費者不安の解消と信頼確保に努める。

施策の方向	(3)消費者被害の防止と救済				
目的	消費者からの相談への対応等を通じ、消費者被害の発生防止と、被害者の救済に努めるほか、法令に基づく事業者指導を通じ、適正な事業活動を展開する事業者の育成に努めます。				
	指標名	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	消費生活相談体制が確立された市町の割合	(H21) 48.6%	(H22) 60.0%	100%	B

<評価>

- ・ 消費生活相談体制が確立された市町の割合が増加し、目標に向け着実に推移している。市町相談員の消費者被害の防止と救済に向けての対応力も高まっている。

<今後の施策展開>

- ・ 市町消費生活センターの設置促進、事業者等への監視指導を実施するほか、高齢者見守りネットワークの充実等、多様な主体の連携による消費者被害の防止と救済を推進する。
- ・ 県と県警本部が締結した協定書に基づき、迅速かつ正確に情報共有する体制を整備する。

施策の方向	(4)環境に配慮した暮らしづくりの推進				
目的	静岡県環境基本計画に基づき、県民総参加のもと、環境に配慮したライフスタイルを推進します。				
	指標名	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	(H21) 1,012g	(H22) H24.3 公表	974g以下	—

<評価>

- ・ 現状値は今後発表されるが、県民の温室効果ガス排出削減、資源の循環利用を促進する取組や社会資本整備を進めた結果、環境に配慮したライフスタイルは着実に定着しつつある。

<今後の施策展開>

- ・ 県民一人ひとりが、家庭、事業所、地域のそれぞれの場面で、3Rに取り組む県民総参加の運動を展開し、資源として利用できない廃棄物の適正処理を推進していく。
- ・ 温室効果ガスの排出削減に加え、東日本大震災以降、節電や省エネの観点からもライフスタイルの見直しが必要であるため、節電・省エネに関する普及啓発に努め、県民が自ら行う地球温暖化防止や節電・省エネの取組を一層促進する。